社会福祉法人真愛

ふぁみりーさぽーと泉

障害者移動支援サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、文書により説明を行うものです。

1　事業者の概要

名称	社会福祉法人真愛
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	横浜市栄区公田町 424 番地 23
電話番号	電話 045-898-0207　FAX045-898-0209
代表者氏名	池田　恵賜
認定年月日/認定番号	2017 年 3 月 29 日　番号：0200-05-013034
法人が保有する 事業所	【保育事業部門】　ふぁみりーさぽーとのあ 【介護事業部門】　ふぁみりーさぽーと泉 【地域活動支援センター事業部門】　まってる／第 2 まってる

2　事業の目的と運営の方針

事業所番号	1463500312
事業所の名称	ふぁみりーさぽーと泉
事業所の所在地	横浜市栄区飯島町 1516 番地 5 号
事業開始年月日	2018 年 4 月 1 日
事業の種類	移動支援
主たる対象者	障害をもった方々
基本理念	人を尊び　人に仕える
運営方針	利用される方々のお心に寄り添いながら支援を行う。
管理者名	梅村　裕子
電話番号/FAX 番号	045-890-5275/fax045-890-5276
電子メール	izumi.office@manna.or.jp
ホームページ	http://www.manna.or.jp

サービス提供地域	横浜市栄区
サービス提供日	月・火・水・木・金
サービス提供時間帯	午前 9 時～午後 6 時

3　職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	1	1		
サービス提供責任者	3	2	1	2.8
ヘルパー	21	0	21	1.5

4　サービス内容

（1）移動介護

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇等の社会参加のための外出における支援を行います。

（2）通学通所支援(乗降介助)

特別支援学校・養護学校への登下校支援、生活介護等の日中活動系サービス事業所等への通所支援

※各サービスともに、公序良俗に反する目的に係る外出、宗教・政治的活動に係る外出、通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出、通所・通学を除く通年かつ長期にわたる外出、その他社会通念上本制度を適用することが適当でないと認められる外出における支援は提供しません。

5　利用料金

（1）利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービス事業費が支給され、事業者が代理受領いたしますので、ご利用者は支払決定明細兼負担額通知書の記載内容に基づいた請求書により、利用者負担額をお支払いいただきます。

※事業者が利用者に代わり横浜市から受領した移動支援サービス費等の額については、ご利用者に通知します。

（２）サービス利用に係る実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービスの対象ではありませんので、実費を頂きます。

項目	説明
① 車両移送費	事業者が所有する車を利用する場合、別途運賃（初乗り 400 円、以降 1km200 円、迎車回送料金一律 400 円）をお支払いいただきます。
②ヘルパー交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、サービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただきます。 ※自動車での訪問の場合はガソリン代（25 円/km）
② その他	食事が伴う場合、ヘルパー食事代が１０００円を超えた超過分が利用者負担になります。 （５００円までは事業所負担、これ以降５００円まではヘルパー負担）

（３）利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

上記（１）及び（２）①、②の料金・費用は、１か月ごとに集計して請求いたしますので、翌月までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア　現金

イ　口座振替（自動引き落とし申込手続きが必要）

ウ　下記指定口座への入金

横浜銀行　本郷台支店　普通預金 6118368

社会福祉法人真愛　理事長　池田　恵賜

（４）ご利用の中止、変更について

ア　ご利用者のご都合により、移動支援計画で定めたサービスの利用を事前に中止又は変更することができます。この場合、サービス実施日の前日 18：00 までに事業者に申し出てください。

イ　サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼動状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、必要な調整をいたします。

ウ　地震、集中豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合は、訪問時間の遅延やサービス提供の中止を余儀なくされる場合があります。可能な限り連絡をするよう努力をしますが状況によっては連絡ができないこともあります。ご了承ください。

6　サービスの利用方法

（1）横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業支給決定を受けた方で、本事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。サービス提供に係る重要事項についてご説明します。

（2）サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を行います。ご利用者の体調等の理由により、移動支援計画で予定されていたサービスが実施できない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。さらに当日現地で中止の場合は、ヘルパーの交通費を実費負担していただきます。

（3）適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用情報を活用させていただくことがあります。

（4）外出時の万が一の事故に備えて、第三者損害賠償保険にご加入をお願いします。

7　受給者証の確認

支給決定期間の更新や、「住所」「利用者負担上限月額」「支給量」等の記載内容の変更があった場合などで、新たに受給者証が発行された場合は、速やかに事業所にお知らせください。また、ヘルパーやサービス提供責任者が、受給者証の確認をさせていただきたい旨申し出た場合は、ご提示くださいますようお願いします。

8　サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見がありましたら、いつでもお申し出ください。なお、移動支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスを完了した日から5年間保存します。

（2）利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9　虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）

(2)　虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

(3)　虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	訪問介護管理者　梅村　裕子

10　身体拘束の適正化について

(1)　事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2)　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

(3)　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（１年に１回以上）

イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（１年に１回以上）

11　感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練の定期的な実施

12　業務継続計画の策定について

（１）　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

（２）　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的　に実施します。

13　ハラスメント対策

（１）　職場におけるハラスメント対策

当事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境作りを目指します。

（2） 利用者やその家族等から受けるハラスメント対策

利用者やその家族等が当事業者の従業者に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為を禁止します。

14 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	梅村　裕子
電話番号	045-890-5275　　FAX　045-890-5276
受付時間	電話　9：00～18：00　FAX 24 時間対応

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

社会福祉法人　真愛の苦情解決規程に則って対応します。 第三者委員会も設置し、対応に当たります。

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）
電話番号	０４５-６７１-４０４５
ＦＡＸ番号	０４５-６８１-５４５７
Ｅメール	kf-fukushisodan@city.yokohama.jp
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前８時４５分～午後５時 15 分(午後０時～午後１時を除く)

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	０４５-３１１-８８６１
ＦＡＸ番号	０４５-３１２-６３０２
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く）　午前９時～午後５時

15 緊急時の連絡

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族緊急連絡先】

氏名	続柄
住所	
電話番号	

上記重要事項について説明しました。

年　　月　　日

事　業　者　　所在地　横浜市栄区飯島町 1516 番地 5

名　称　　ふぁみりーさぽーと泉

説明者　　梅村　裕子　　印

上記重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

利　用　者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

法定代理人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印